## 教授学習の前提としての教育コンテンツの表現可能性: 放課後児童クラブ支援員研修を例として Can you represent instructional contents of after-school child-club support staff works?

高橋 秀明 Hideaki Takahashi

放送大学 / 総合研究大学院大学 Open University of Japan / Graduate University for Advanced Studies hide@ouj.ac.jp

### Abstract

In this action research on the training of after-school child-club support staff, some discourses were obtained; "the staff work cannot be explained in words", "there is no video content about the work." This research investigates the background these discourses were issued. This research found that this training program has just begun institutional support, and academic support was insufficient.

# Keywords — content analysis, representation media, words and pictures

### 1. はじめに

本研究の目的は、教授学習過程における教育コン テンツの表現可能性に関して、理論的に検討するこ とである。

教授学習の過程は学校教育に限定されるものでは なく、日常生活のさまざま場面で見られる。社会教 育や企業内教育においても、さまざまな研修やセミ ナーが行われており、教授学習の過程と見なすこと ができる。このような教授学習の場面においては、 教授する内容である教育コンテンツが存在すること が前提である。そして、教育コンテンツは言語ある いは絵(映像も含む)の形式で表現されている。

学校教育でも社会教育でも、教授学習の過程は、 対面コミュニケーションの中で行われてきたが、こ のためには、教授者と学習者とが同じ場所と時間と を共有して(同期して)、教育コンテンツが流通され ていることが必要であった。一方で、最近流行の反 転授業でも、伝統的な予習復習という形式でも、あ るいは、遠隔教育や通信教育という場面では必然的 に、教授者と学習者とが同じ場所と時間とを共有し ない(非同期)で、教育コンテンツが流通されてい ることが必要である。そして、非同期の教授学習過 程が成立するためには、教育コンテンツが言語ある いは絵(映像も含む)の形式で表現されており、ア ナログ形式でもデジタル形式でも保存されているこ とが前提であろう。

筆者は、「放課後児童健全育成事業に従事する者の 研修システムに関する研究」(松村,2015)に参画し てきたが、その研究での調査協力者ばかりか、共同 研究者や施策担当者から、放課後児童クラブの支援 員(以下、支援員と略す)の仕事やその研修に関し て、「支援員の仕事は言葉で説明することができない」 「支援員の仕事に関する研修にはそもそも映像コン テンツが無い」というような言説に接してきた。本 研究においては、これらの言説を手がかりとして、 これらの言説の機能や構造を分析することを通して、 教育コンテンツの表現可能性について理論的に検討 した。

2. 放課後児童クラブについて

まず、松村(2015)を参考にして、放課後児童クラ ブについて簡単に説明しておく[1]。放課後児童クラ ブとは、「共働きなど留守家庭」の「「小学校に就学 している」児童」に対して、「放課後に適切な遊び、 生活の場を与えて、その健全育成を図るものであ」 り、「これまで多様な形態で運営され」てきたが、

「2014 年(平成 26 年)の「放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第 63 号)」に沿って、「都道府県には、「放課後児童支援 員として必要な(中略)知識・技能を習得し、有資 格者となるための研修(「認定資格研修」)を実施す ることが義務付けられている」というものである。 そして、2015年4月から「子育て支援員(放課後児 童クラブ補助員)」が施行されたが、この「研修シス テムの構築が急がれている」という現状にある。

厚生労働省によると 2014 年 5 月現在で、放課後 児童クラブ数は22084ヶ所、登録児童数は936452人、 児童の育成支援をする職員数は94293 人である。放 課後児童クラブは、学校の余裕教室、学校敷地内の 独立建屋、児童館、公民館などに設置されている。 児童は2014 年度までは「おおむね 10 歳未満」であ った。放課後児童クラブの運営母体は、市町村など の基礎自治体や NPO、一般法人などである。放課後 児童クラブは、このように各地域のニーズによって 種々に運営されてきたが、地域差が大きく、サービ スとしての質保証が求められていた。そこで、放課 後児童クラブ支援員の研修方法として、将来的には e ラーニングの導入が検討され始めた状況である。

3. 放課後児童クラブ指導員の研修に関わる 言説について

「放課後児童健全育成事業に従事する者の研修シ ステムに関する研究」(松村, 2015)においては、放 課後児童クラブを運営する団体への研修実態調査と デジタル教材などの活用状況についての調査とが行 われた[1]。放課後児童クラブに関連する団体の調査 協力者ばかりでなく、家庭的保育や介護といった関 連分野での調査協力者への質問調査が行われ、延べ 12の調査協力者に対面インタビューないしは書面 アンケートを実施した。この内、筆者は6の調査協 力者への対面インタビューを担当した。また、共同 研究者や施策担当者とが参加する研究会を4回実施 した。以下で検討する4つの言説は、これらの質問 調査や研究会において得られたものであり、筆者個 人のアクションリサーチの結果と捉えるのが妥当で ある。

「支援員の仕事は、言葉で説明することができない」
これは、本アクションリサーチにおいて、筆者が
最も頻繁に出会った言説である。支援員自身からも
支援員の研修を行っている担当者からも研究者から

も、この言説が発せられた。

放課後児童クラブの歴史を振り返ると、戦前から の、自主的な学童保育の活動に源がある。そのため に、各地域のニーズによって、その機能や構造が様々 である。学校教育ではないので、指導要領などの全 国共通のガイドラインも無い。対象となる児童も、 児童全員ではない。対象となる児童への支援内容で さえ、児童毎に異なる。こうして、学童保育に携わ る経験が豊かであるほど、その仕事の内容のバラエ ティを知ることになり、「言葉で説明することはでき ない」ということになるのであろう。

松村(2015)の研究の背景でもあるが、上記の通り 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準」が発せられたのが2014年、新「放課後児童ク ラブガイドライン」が示されたのが2015年3月で あり、制度的な整備が行われたのがごく最近のこと である[1]。都道府県に義務付けられた支援員認定資 格研修では、「基本的生活習慣の習得の援助、自立に 向けた支援、家庭と連携した生活支援等」と支援員 の仕事の内容が規定されている。そして、都道府県 認定研修の項目・科目が、表1のように整理され、 全部で6項目、15科目から成り、1科目当たり90分 の研修時間が割り当てられている。しかし、この研 修の具体的な内容は現在進行形で検討中のものであ る。

・「支援員の仕事に関する研修にはそもそも映像コ ンテンツが無い」

これも、上記の「支援員の仕事は、言葉で説明す ることができない」という言説と一緒に、全ての関 係者から発せられた言説である。

学童保育の支援員に関しては民間の資格制度が存 在し、各種の研修が行われてきている。また、自治 体が主催する研修も多い。それらの研修のほとんど は対面形式で行われており、遠隔での研修など e ラ ーニングを導入する必要性を認めていない場合がほ とんどである。研修では、講師が説明する、実演す るという形式が多く、研修の受講生も満足している。

松村(2015)においても調査を行ったが、学童保育 との関連領域である、家庭内保育や保育分野、ある いは介護分野においては、各種の映像コンテンツが 利活用されているのと対照的である[1]。なお、家庭 内保育や介護の分野は、2000年代に法律によって規 定された研修を展開しているという意味で、制度化 が進んでいると言えよう。

・「支援員の仕事に関する研修には映像コンテンツ を利用できない」

これも、上記の「支援員の仕事は、言葉で説明す ることができない」という言説と一緒に、全ての関 係者から発せられた言説である。

支援員は日々の業務の記録を付け、保護者への連 絡も行っている。つまり、記録や報告という形で、 支援員の仕事について言葉や絵で表現していると言 える。一方で、対象となる学童の人権を守るために、 写真などの扱いには細心の注意を払っていることも 事実である。

また、「児童を看取る」「遊びを通して健全育成す る」という思想と、映像コンテンツとは相性が悪い と言えるのであろう。すなわち、学童の健全育成の 支援においては、まずは、当該の学童の様子を直接

「看取る」という関係を保つことが大切である。指 導員が「遊び」を学童に教えるのではなく、指導員 自ら「遊ぶ」ことが大切である、ということである。 よって、若い指導員は先輩の指導員の方法を「徒弟 制」を通して身につけていくことが当たり前である、 ということである。以上から、指導員の研修は対面 形式の研修という方法が妥当であり、映像コンテン ツを利用した遠隔での研修はそもそもありえない、 という評価になるのであろう。

 「支援員の仕事は子どもの余暇時間の過ごし方を 指導することである」

これは、本アクションリサーチの最後の時期に、 ある施策関係者から発せられた言説である。

高橋(2014)は「日常生活」を捉える枠組みとして 「時間利用・時間消費」の考え方を、具体的には「NHK 放送文化研究所「2010年国民生活時間調査」を参照 し、日常生活には、食事や睡眠などの必要不可欠な 「必需行動」、仕事や学業などの義務性・拘束性の高 い「拘束行動」、レジャーや休息など自由裁量性の高い「自由行動」があるとした[2]。以上からこの言説の意味を考えると、支援員の仕事とは、学童の日常 生活においては「自由行動」を支援することにある。 すなわち、学童の「人間性を維持向上させる」ため に自由な時間の過ごし方を指導することが支援員の 仕事である、ということである。

人間にとっては「必需行動」や「拘束行動」が大 切であることは当然であるが、「自由行動」が「必需 行動」や「拘束行動」に大きな影響を与えることも 日常的に実感していることである。すなわち、「自由 行動」も含めて日常生活の過ごし方全般をどのよう に過ごしていくか?ということは、成人にとっても 難題であり、日々の実践課題である訳である。

学童あるいは未成年者の行動については、最終的 にはその保護者が責任を持って決めることである。 学童の放課後の過ごし方についても同様であり、保 護者の社会経済的な制約や思想信条的な制約によっ て、その学童の行動も影響を受けるであろう。しか し学童もいずれ成人になり、保護者から心身ともに 独立していくのであり、そのための準備をしていく という意味で、支援員が存在していることも事実で ある。

こうして支援員の仕事とは、実は「人生の過ごし 方」そのもの、大げさには「人間の究極の課題」と 言うこともできるため、上記の言説であったように 「言葉で説明することはできない」し「映像コンテ ンツが無い」ということであったとも解釈すること ができるだろう。

#### 4.おわりに

こうして、放課後児童クラブ支援員の研修に関わ る言説を分析してみると、そもそも教育コンテンツ が存在しているということ自体に、制度的、学問的 な裏付けを前提にしていたことが分かる。すなわち、 学校教育における教育コンテンツは、法律や政令に よって規定され、対象となる児童や生徒が決まって おり、また各種の学問からの知見も活用できるとい うことである。社会教育における教育コンテンツで あっても、このような制度的、学問的な裏付けが見 えやすい領域であるほど教育コンテンツが制作され やすく、実際に制作されてきたと言えるだろう。企 業内教育においても、教育内容自体は各企業のニー ズが優先されるが、制度的・学問的な裏付けを前提 としていると言えよう。

一方で、学童保育においては、支援員の資格認定 のための研修が制度化されたばかりであり、学問的 な蓄積も少ない状況であるため、教育コンテンツが ほとんど存在していなかったということであろう。 このような制度的、学問的な前提があってはじめて、 言葉でも絵(映像を含む)でも表現メディアを使っ て教育コンテンツを制作することが可能となるとい うことである。

引用文献

- [1]松村祥子(代表),(2015)"放課後児童健全育成 事業に従事する者の研修システムに関する研究", 平成26年度児童福祉問題調査研究事業報告書, 秋草学園短期大学
- [2]高橋秀明,(2014)"日常生活におけるデジタル メディアの利活用",青木久美子・高橋秀明,日 常生活のデジタルメディア,放送大学教育振興会, pp. 22-40.

表1 放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目

1.	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
	①放課後健全育成事業の目的及び制度内容
	②放課後児童育成事業の一般原則と権利擁護
	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2.	子どもを理解するための基礎知識
	④子どもの発達理解
	⑤児童期(6 歳~12 歳)の生活と発達
	⑥障害のあるこどもの理解
	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
3.	放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
	⑨子どもの遊びの理解と支援
	⑩障害のある子どもの育成支援
4.	放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
	①保護者との連携・協力と相談支援
	12学校・地域との連携
5.	放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
	13子どもの生活面における対応
	13安全対策・緊急時の対応
6.	放課後児童支援員として求められる役割・機能
	⑭放課後児童支援員の仕事内容
	⑮放課後児童クラブの運営管理と職場倫理